

# 入札監理小委員会 第645回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

## 第645回入札監理小委員会議事次第

日 時：令和3年10月29日（金）13：18～14：27

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開会
2. 実施要項（案）の審議
  - 発注者支援業務（新横浜）（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構）
  - 現場技術業務（農林水産省）
3. 閉会

<出席者>

（委員）

関野主査、梅木副主査、小尾副主査、井熊専門委員、柏木専門委員、宮崎専門委員

（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構）

事業監理部 計画課 堀川課長  
井浦総括課長補佐  
橋本課長補佐

関東甲信工事局 計画課 小伊豆課長  
後藤課長補佐  
弓削係長

（農林水産省）

農村振興局 整備部 設計課 志村施工企画調整室長  
北海道開発局 農業水産部 農業設計課 有安課長補佐

（事務局）

長瀬参事官、飯村企画官

○事務局 それでは、ただいまから第645回入札監理小委員会を開催いたします。

初めに、「発注者支援業務（新横浜）」の実施要項（案）案について、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構事業監理部計画課、堀川課長より御説明をお願いしたいと思います。

○堀川課長 よろしく申し上げます。鉄道・運輸機構の堀川と申します。

お手元に配付されております資料の右上に「A-3」と記載されている資料に基づいて、最初に簡単にではございますが、鉄道・運輸機構の紹介と、本日御審議いただく案件の概要について説明をさせていただきます。

「資料A-3」の1ページ目を御覧ください。こちらの1ページ目では、鉄道・運輸機構の概要及び成り立ちの説明をさせていただいております。全部説明すると時間がかかるので、一部省略します。このページの下側の部分に図があるのですが、そちらを御覧いただきたいと思っております。

図の左側に幾つか組織の名前が書いてございます。日本鉄道建設公団、国鉄清算事業団、船舶整備公団、新幹線保有機構、これらの公的機関が統合して鉄道・運輸機構が設立されております。

今日御審議いただく案件は、左側一番上の旧日本鉄道建設公団、すなわち鉄道建設に関わる部門が取り扱っている案件となります。

続きまして、「資料A-3」の2ページ目を御覧ください。日本地図に鉄道・運輸機構の地方機関の所管を示しております。機構では、整備新幹線を中心とした鉄道建設工事を所管するために、その線区を整備する地域に地方機関を設置して対応しております。例えば北海道新幹線ですと北海道新幹線建設局と、そのように対応しております。

今回、御審議いただく案件は、中央新幹線の整備を行う関東甲信工事局という地方機関が発注を行う案件になります。

続きまして、資料A-3の3ページ目を御覧ください。今回御審議いただく案件の概要を記載してございます。件名は一番上にあります「令和4～5年度関東甲信工事局発注者支援業務」になります。この案件は我々鉄道・運輸機構の職員、発注者の工事発注業務をより円滑かつ効率的に行う目的で、必要な設計図書の作成やコンサルタントなどから提出された資料の整理などの発注者が必要な補助業務を行う、それを業務内容としてございます。

具体的に、このページの下側、下段のほうに①から④まで、業務内容を考えております。

業務内容、文字に表すとこの「A-3」の下の①から④になるのですが、少し分かりづら  
いと思いますので、次の4ページ目を御覧いただきたいと思います。

こちらの4ページに図があります。フロー左側に括弧の中に発注者と記載しているところ  
がございます。我々鉄道・運輸機構が発注者として工事の発注業務を進めるに際して、  
このフロー図の左側の流れに沿っていつも作業を行ってございます。

順番にいきますと、上のほうで詳細設計（方針決定）とされています。ここは例えば対  
象とする鉄道の構造物が橋梁なのか、高架橋なのか。橋梁の長さはいかほどにするのか、  
そのようなことをここで決めていきます。次いで工事計画、工事工程の策定を行います。  
工程の策定について皆さんイメージあると思いますが、工事計画というのは、工事を行う  
上で関係する国ですとか自治体、道路管理者、河川管理者など、いわゆる管理者や関係者  
との間でいろいろな協議を行い、具体的な構造物の詳細を詰めていく、そのような作業を  
工事計画の策定と考えてございます。

例えば、河川の場合、例えば鉄道が川に対して直角に交差してほしいとか、河川管理者  
からの要求があるとか、道路の場合、現在の鉄道と交差する道路の幅は、例えば今は10  
メートルですけれども、将来道路管理者として20メートルに幅を広げたい、そういう計  
画があるといった場合には、事前に調整をしてその20メートルの長さに合わせた橋梁の  
構造計画をする、そのような調整を事前に行っていくイメージを持っていただければと思  
います。

次いで図面作成及び数量計算書を作成して、積算方針の決定、どのような積算表示  
を使っていくのかという選定などを行っていきます。そして積算システムのデータを入力、  
そのような作業を進めていく中で、予定価格が作成されて、これに基づいて工事発注へと  
つながる、そのような流れになります。

今回、発注を行う発注者支援業務ですけれども、この発注者の業務のフローに従って、  
業務委託を受注者、受注者はこのページの右側の点線の枠内に記載している作業を発注者  
の作業の流れに沿って合わせる形で作業をしていく、そのようなイメージを持っていただ  
ければよいかと思います。

概要の説明は以上です。次いで本編資料といいますか、事業の評価を踏まえた対応の説  
明ということで、右肩に資料の「A-2」と書いてある資料の説明をさせていただきたい  
と思います。

右肩の資料「A-2」と書いてある民間競争入札実施要項です。この内容について説明

をさせていただきます。

今回、本件を発注する前、さらに今御覧いただいているこの実施要項を決定する前に、パブリックコメントを実施させていただきました。パブリックコメントの実施に際してはさらなる周知のために、建設コンサルタンツ協会へも周知のお願いをして、その上で意見を募ったということでございます。今回、パブコメで出てきた意見を踏まえて、この実施要項の記載内容を改めてございます。

さらに、この案件の前回、一つ前の契約なのですけれども、前回は一者応札だったのですが、その一者応札の発注時に、実は競争参加者を募っている最中に、資料を取りに来た会社も幾つかあるということも聞いてございまして、その会社に対して、なぜ最終的に競争に参加しなかったのですか、というアンケートをさせていただきました。

そのアンケート結果でいただいた意見も踏まえて、今回パブコメと併せてこの要項改訂を試みてございます。

修正箇所を少し説明させていただきます。「A-2」の資料4ページを御覧いただきたいと思えます。4ページの真ん中ぐらいで黄色の網かけしている部分になります。工事発注に係る補助業務、その業務内容を説明している部分になります。ここの部分ですが、いわゆるその建設現場の管理業務までこの作業は対象として含むのかどうか、従前の説明の文章ではよく分かりませんと、そのような意見をいただいております。

そこで、その対応としては、この黄色の網かけの記載のとおり、本業務においては工事現場の管理業務は含みません、という記載をさせていただき、より業務内容を明らかにさせていただくという措置を取ってございます。

次いでちょっと資料は飛びます。8ページに飛んでいただきたいと思えます。8ページの下の方になります。まず、この黄色の網かけ部分、業務実施体制に関する要件についての説明文です。ここは従前、関東甲信工事局管内に業務拠点を有することとだけ説明しておりました。参加者のほうから具体的な自治体名が分からない、記載していないという意見をいただいております。ですので、ここも素直に具体的な自治体名の記載をして、要件の内容を明らかにするという措置を取らせていただいております。

続いてページ変わります、9ページ、ここも真ん中の辺りを御覧ください。まず、配置予定主任技術者に対する要件です。アンダーラインが引いてある赤字部分の説明をまずさせていただきます。この赤字部分はパブコメに応じて来た意見ではなくて、一者応札のときに最終的に手を挙げなかった会社にアンケートを行った、その意見を踏まえての対応



えているところでございます。

続きまして、ちょっと資料は飛ぶのですけれども、同じ資料の21ページ以降の話になります。21ページから後ろは従来の実施状況に関する情報の開示の内容になるのですけれども、具体的にページめくっていただき、22ページ、23ページが分かりやすいと思います。

22ページの表に記載のとおり、主任技術者や担当技術者がどの程度従事していたのか、過去の実績を月別に示させていただいてございます。この表で単位を人・日といういわゆる延べ人数で示すことですか、23ページの表を御覧いただきますと分かりますとおり、例えば修正した図面の枚数は具体的に何枚という、具体的かつ定量的な数字を示させていただいてございます。

より業務量及び業務内容を客観的に把握できるように、このような資料を示すことで、そのような対応を取っていただけることを狙っています。この措置によって、競争に参加する者の立場に立ってみますと、受注を目指す業務量ですか、恐らく予定価格の規模感など、より精度が上がるのではないかと、そのようなところを期待しているところでございます。

最後です。この資料の一番後ろの26ページを御覧いただきたいと思います。この26ページ、作業成績採点表つけてございます。これは今年6月の審議で、委員の方より御指摘いただいた内容だと認識してございます。

この26ページの作業成績採点表なのですけれども、この発注者支援業務を履行する中で、受注者が例えば業務上の工夫、業務の質を上げる工夫、業務上、発注者側に有益な新しい提案などを行った場合、それを成績の点数としてちゃんとフィードバックできるように、評価項目にその旨を記載させていただいてございます。

具体的にその説明してある部分は、ちょっと分かりにくく、字が小さくて恐縮ですが、この真ん中の表の左側から2つ目に、「考査項目」とあって、「考査項目」の上から専門技術力、管理技術力、その下に取組姿勢とあります。この取組姿勢の内容を説明している内容の欄、その一番後の部分、業務内容ですか精度の向上のための新たな取組、これを実施した受注者に対しては、この右側の点数をその内容に応じて加点を行うという対応を考えてございます。

雑駁で恐縮ですけれども、資料の説明は以上でございます。

○事務局 ありがとうございます。それでは、ただいま御説明いただきました本実施要

項（案）について、御質問・御意見のある委員の方は、御発言をお願いいたします。

○小尾副主査 御説明ありがとうございます。1点お聞きしたいのですけれども、実施要項の26の7ページの入札資格に関する事項、資格のところ（6）というのがある、当該業種区分における前年度の当機構の作業成績が、平均で60点未満でないことというのがあるのですけれども、この項目って新規参入ができないような項目のように見えるのですけれども、それに問題はないかということと、この項目と次のページの（3）業務実績に関する要件のところ書いてある点数が、こちら65点以上と書いてあるのですが、この2つに齟齬はないのかということをお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

○堀川課長 今、2つ質問いただいたのですが、1つ目の質問について、まず回答させてください。7ページの（6）の話、60点未満でないことということなのですが、これは新規に、この案件に新しく参入してきた会社は適用されません。これは何が言いたいのかというと、過去機構のこの仕事において、あまりに質が悪かった業者をはねるための要項であって、新規参入者を阻む目的での要項ではないと、そのように御理解いただければと思います。

○小尾副主査 ありがとうございます。そうであれば何かそれが分かるような記載にしないといけないのかと思うのです。

○堀川課長 そうですね、おっしゃるとおり、ちょっと誤解を招くような表現かもしれないです。今の御意見について、契約を所管しているところとも相談させてください。

○小尾副主査 お願いします。

○堀川課長 2つ目の御質問について、詳細は契約担当の人間に詳しく聞かないと正しい答えになるかどうか分かりません。私が理解している内容についてですので、これについては宿題としていただきたいのですけど、まず回答させていただきます。まず、過去同種の業務ですとか役務とか、経験をしてきたものに対しては、いわゆる標準的な作業点数が65点ですので、過去この業務について経験がありますというところに対しては、この65点あればその質と、我々が求める成果物を得られるという期待が持てるというか、そういうようなことで、これは特に足切りとかする目的で設けているものではなくて、あくまで過去やった仕事に対して、標準的なものであるという確認をする趣旨での65点だと認識します。ちょっと回答になっていないかもしれないですけど。

○小尾副主査 分かりました。これ自体は65点あれば実績として書いていいよという意図ですか。



○堀川課長　そういう趣旨でございます。

○小尾副主査　分かりました。それだったら問題ないかなと思います。ありがとうございます。

○宮崎専門委員　確認ですが、過去の実績のところを拝見しますと、従事実績で主任技術者というのは0.5人/月と記載がなっているのですが、主任技術者は特段、常時常駐するということを求めているものではないという理解でよろしいでしょうか。

○堀川課長　その御理解で合っております。

○宮崎専門委員　そうだとすると、この配置技術予定者という表現が常時いなければならぬのかどうかというところが、誤解を与えかねないものですから、何かその辺がもし必要であれば常駐が必要という理解ではないということが、どこかで触れられていればいいのかなと感じたところです。御検討いただければと思います。

○堀川課長　御意見ありがとうございます。

ここの資料でいうと22ページの表のように、具体的な実績として0.5人ずつ、1か月と示しているということは、コンサルタント業界の人から見たら、これは常駐ではないということが容易に理解できると、我々はそういう認識でつくっているのですが、今の御意見のとおり、例えば新規参入の会社が、これを見たときに他のコンサルと同じような反応を示すかどうかというのは、ちょっとクエスチョンと感じるところもあるので、今の御意見をちょっと参考にさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○宮崎専門委員　よろしく申し上げます。

○事務局　ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、事務局から何か確認すべきことがあればお願いします。

○事務局　先ほど小尾委員、宮崎委員からの御指摘について、ちょっと確認です。小尾委員からは点数の記載された、機構の実績として点数が記載された部分につきまして、質問があり、それについて機構のほうで、確認の上で、対応について後日回答させていただきます。

宮崎委員から、主任技術者の常駐するものなのかどうなのかということで、より分かりやすい表現があるのではないのかという旨の御指摘をいただきました。

これについて表現方法について、見直しを行うかどうかについて御検討いただくということで、承知しておりますが、問題ないでしょうか。

○宮崎専門委員　はい、それでお願いします。

○事務局 恐れ入ります、事務局からは以上でございます。

○事務局 それでは、関野主査、取りまとめをお願いいたします。

○関野主査 御説明ありがとうございました。個人的にはかなり改善されていると思います。

それでは、本日の審議を踏まえまして、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構におきましては、引き続き今の2点につきまして御検討いただき、事務局を通して各委員が確認した後に、手続を進めていただけるようお願いいたします。

本日はありがとうございました。

((独) 鉄道建設・運輸施設整備支援機構退室)

(農林水産省入室)

○事務局 続きまして、「現場技術業務」の実施要項(案)について、農林水産省農村振興局整備部設計課、志村施工企画調整室長より御説明をお願いしたいと思います。

○志村施工企画調整室長 ただいま御紹介いただきました農林水産省施工企画調整室長の志村でございます。それでは、私のほうから、現場技術業務民間競争入札実施要項に基づきまして、説明をさせていただきます。

資料につきましては、まず、資料B-3で、業務の概要を御説明させていただきまして、その上で実施要項に基づいた内容を御説明したいと思います。まず、資料B-3でございますけれども、この現場技術業務の業務内容を記載させていただいております。

こちら、農林水産省、沖縄総合事務局における国営土地改良事業の事業執行において、事業促進、また公共工事の品質確保を目的としまして、工事の設計、監督、関係機関等との協議、また、事業実施に関する作業を行うものでございます。

真ん中に事業所が行う業務というところがございますけれども、基本的には、国の職員自らが事業進捗管理、予算管理、契約手続などを進めておりますが、この一部を民間と連携して行う業務として、今回事業促進型を創設したいと考えております。

従来行っておりました現場技術業務につきましては、この内数にあります監督支援型という形で再整理をいたしました。業務内容については、従来から実施しております積算資料の作成、工事の施工管理、各種協議資料の作成といった監督員を補助する業務ということでございましたが、これに加えて、事業促進型につきましては、調査・測量・設計業務に対する調整、工事に対する調整、地元農家などの関係者に対する説明、河川協議などの関係機関との協議・調整といった、これまで国の職員が行っていた業務、特に協議・

調整に関する業務を連携して行うという形で考えております。資料の右側に写真等ございますけれども、これらが主な業務でございます。

また、後ほど北海道開発局のほうから説明がありますが、発注者支援業務というのが、監督支援業務として北海道開発局において実施されていると、こういう構成でございます。

続きまして、資料B-2-1に基づきまして、現場技術業務の具体的な内容を御説明したいと思います。今回は特に変更点を中心に御説明を差し上げたいと思います。

まず、4ページでございますけれども、こちらに対象公共サービスの詳細な内容を書いておりますが、業務内容のうち、アの監督支援型が従来あったもので、こちらは発注者の補助的作業ということでございます。

5ページの中段辺りでございますが、事業促進型という形で付け加えておりますけれども、こちらにつきましては、これまでの監督支援型の業務内容に加えまして、発注者と民間事業者が連携し、一体となって実施するものとして、(ア)から順に記載しております。

主なものとしては、調査・測量・設計の調整、工事の調整といった部分で、先ほど御説明したようなものでございまして、6ページに続いて項目を記載させていただいております。

より具体的な民間事業者が行う内容につきましては、10ページから記載させていただいておりますので、そちらで御説明させていただきます。

10ページにつきましては、(2)に事業促進型がありますけれども、主なものとしては、まず、アの調査・測量・設計の調整ということでございまして、例えば業務方針の調整ということで民間事業者が、別途、国と契約している調査・測量・設計業務等の受注者から提出される業務計画書類等の内容を確認するという業務、また、その確認結果を監督職員に報告するという業務、さらに、(イ)にあります工程の把握、調整におきましては、その調査・測量・設計業務等の工程を把握して、検査時期や業務成果品の引渡し時期を確認して、監督職員に報告するという業務がございます。

また、工事につきましては、11ページのイから記載させていただいておりますけれども、こちらは別途国が契約している工事の受注者から提出される施工計画等を民間事業者が確認をして、その結果を監督職員に報告するという業務でございます。

また、続いて、次の12ページのところでございますけれども、(オ)にありますとおり、施工状況について民間事業者が確認を行って、監督職員に報告するもの。また、工法や施工計画について、効果的、効率的な施工方法もしくは施工計画となるような代替案や改善

案について検討して、監督職員に報告するといったような内容も含んでおります。

また、13ページのウを御覧いただきますと、地元関係者、関係機関等との協議というものがございます。

こちらの(ア)のように、「調査・測量・設計業務等の立入に関する地元説明」ということで、監督職員の指示に基づきまして、土地の立入りについて了解を得るという業務ですとか、(ウ)のcにありますとおり、関係機関等と速やかな調整・協議を図り、関係機関等から検討の指示、要望などがあつた場合に、その旨を監督職員に報告して、監督職員の承諾を得て、必要な対処方針を作成し、民間事業者が別途契約している受注者に対して指示しまして、その結果を監督職員と協議するという内容でございます。

続きまして、18ページを御覧いただきたいと思えます。こちらは入札参加資格に関する事項ということで、事業促進型の場合に、設計共同体を組織して、入札に参加できるという形で広げているという内容でございます。

次に、20ページを御覧ください。3-4でございますが、競争参加資格確認申請書の提出に関する要件でございます。こちら事業促進型のところを見ていただきますと、この業務において、調整の対象としている調査・測量・設計業務、土木工事等の受注者、又はその受注者と資本、人事面で関係がある者は、本業務の入札に参加できないということで、本業務が中立的な立場で公正に実施されるように規定しているという内容でございます。逆に、本業務の受注者、又は本業務の受注者と資本、人事面での関係がある者は、この業務の実施中に調査・測量・設計業務、又は土木工事の入札には参加できないとも規定しているところでございます。

続いて21ページを御覧ください。(2)の事業促進型のところですが、これは技術者の資格要件を定めております。管理技術者として、このような技術士などの資格、また、22ページですが、主任技術者につきましては、イのところの規定しております、「調査・測量・設計」担当部門、また、「施工」担当部門、それぞれに求める技術者の資格を記載しております。

23ページ目は技術員ということで、特別仕様書において規定するとありますが、基本的には管理技術者の資格などに加えまして、さらにそれよりも、それに準じる資格を規定して、技術員には幅広い若手などの層から参加を求めるような形で工夫したいと考えております。

続きまして、26ページを御覧ください。こちらについては、入札の募集に関して技術

提案書を求めるということにしておりますけれども、こちらhのところ、特定テーマに対する技術提案ということで、事業促進型につきましては、管理技術者が行う総合監理における留意点などの特定テーマを設定して、これに対する提案をいただいた上で業者を選定するという手続にしたいと考えております。

35ページに飛んでいただきますと、こちらは公共サービス実施民間事業者が報告すべき事項等を記載しておりますが、一番上ですけれども、日報、月報を求めていましたが、これは別途、月ごとに監督職員に業務実施報告書を求めておりましたので、これらについては削除したいと考えております。

次に、48ページを御覧いただければと思います。こちら、技術提案書の様式のところに、②の企業の地域貢献活動への支援（過去3年間）のところでありますけれども、これの注6で、緊急事態宣言が発動された年に、こういった地域貢献活動に支障が生じた場合は、この当該年度を対象期間から除くことができるという措置をしております、今回支障があったような会社においても、競争に不利にならないようにということで配慮したところでございます。

50ページから51ページにかけては、継続教育に対する取組も同じように、緊急事態宣言が発動されたところにつきましては、こういう点を考慮しているという工夫を入れたところでございます。

以上で私からの説明を終わります。北海道開発局から、現場発注者支援業務の説明を引き続きさせていただきます。

○有安課長補佐 引き続きまして、北海道開発局農業設計課、有安から説明をさせていただきます。資料は、右上、B-2-2、発注者支援業務、北海道開発局で説明をさせていただきます。

まず、業務内容につきましては、先ほど農水省からも簡単な説明がございました。監督支援型とほぼ同様でありまして、業務名のとおり監督支援を行う業務ということで、今回は昨年度と大きな変更はございません。この後は、要件と変更点について簡単に御説明をまいります。まずは10ページをお開きください。

10ページ、一番下に（4）業務実施に関する要件といたしまして、過去15年の発注者支援業務の類似業務は土木設計、計画策定等を実施したことのある人で、企業に対しての条件を求めるということで、こちらは昨年同様となっております。

続きまして、12ページでございます。配置予定管理者に対する要件といたしまして、

上から3-4のところ、(1)予定管理技術者の資格につきましては、これも昨年度と同様、技術士、一級土管含めて、資格を求めるとなっております。

その下、(2) 予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務の実績といたしまして、引き続きまして、次の13ページの上を見ていただきたいのですが、過去15年実施した業務の中で、同種業務、類似業務、1)、2) で書いてございますが、同種業務につきましては、発注者支援もしくはそれに準ずるものと、あとは国の農業での設計。類似については、その他設計等の業務としてございます。今回この赤字、黄色で書いてある部分、公物管理補助業務というものを、これまで類似と扱っていたものを同種とすることで要件の緩和を実施しております。

公物管理補助業務の具体につきましては、北海道開発局の中で、例えば河川とか道路部門におきまして、河川の巡視、あとはダム管理、許認可、道路の巡回といったダムや道路に関する支援の業務というものです。

続きまして、同じく13ページ目の下、手持ち業務量と(4)番のところが一番下に書いてございます。こちらは、数字が少し変わっております。予定管理技術者で、手持ち事業量の制限をしておりますが、これまで4億だったものが5億。

続きまして、次のページをめくっていただきますと、14ページ目、低入札があった場合、これまで2億だったものが2.5億と、この部分も一部緩和をしているというところがございます。

そのままその下の同じページ、14ページ目の下、3-5の配置予定担当技術者の資格につきましては、次の15ページ目のところで黄色、赤字がございます。資格のほかに実務要件ということで、実務経験も、配置予定担当技術者については認めるということになってございまして、国営土地改良事業の技術的行政経験、これまで10年だったものを5年、行政経験の中にも中核市を新たに入れると。北海道の中で中核市、具体的には旭川市、函館市という2つについて緩和していくということをご説明させていただきます。

北海道開発局からの説明は以上でございます。

○事務局 ありがとうございます。それでは、ただいま御説明いただきました本実施要項(案)について御質問・御意見のある委員は御発言をお願いいたします。

○小尾副主査 御説明ありがとうございます。御説明いただいた点で、従来に加えて事業促進型を新設することによって、競争性が上がるのかということが少し背景も含めてよく分からなかったのですが、もちろんJVとかで対応するということは分かるのですけれ

ども、従来1者しか応札してこなかったところが、こういう形に事業促進型に変更することで、JVがあったとしても複数者で入ってくる、応札してくるという見通しまたはその理由みたいなものを御説明いただけますか。

○志村施工企画調整室長 今ほどの御質問についてですが、これまでの監督支援型については、引き続き取り組んでいくとした上で、さらに、それに並び立つ形で事業促進型を設けたということでございますけれども、事業促進型については、これまでの設計、監督に関する支援業務のみならず、これまで国の職員が行っていたような河川協議の実際の協議実施、また、その指摘を受けた際の再説明の協議資料の作成といったような業務まで含めて、民間事業者の技術力を活用しようということでございまして、それによって、これまで様々な監督支援業務などを通じて、協議資料の作成支援などは行ってきたのですが、それを実際に自ら協議に臨んで、調整などを行うことによって、これまでのノウハウを生かして、主体的に活動していただけるという業務内容にしておりますので、民間事業者が持ったノウハウを活用できる場を広げていくという意味で、今までの型に加えて、さらにもう一つの型を加えることにより、民間事業者が対応できる範囲を広げたという考え方でございます。

○小尾副主査 おっしゃる御説明の内容はよく分かるのですが、その業務内容を増やすということは、逆に言うともよりJVは認めるにしても、よりその発注できるものを限定してしまうのではないかと、受注するというか、応札する人たちを限定することにならないかということなのですが、その部分についてはどういうふうにお考えなのでしょうか。

○志村施工企画調整室長 限定することになるかどうかということですが、JVを組むというのは対象を広げる工夫の一つなのですが、これはある部門の業務経験を有した会社とJVの相手先が有しているノウハウを組み合わせることで対応できるようにすることにより、参加者を確保するという考え方で、また、この事業促進型を通じて、国の職員がこれまで行っていたマネジメント業務についても、民間事業者がノウハウを習得していただく機会を提供するというので、実施設計などの他のコンサルタント業務にもそのノウハウを生かせるということもありますので、我々としてはそういった民間事業者の参画は得られていくのではないかと考えています。

○小尾副主査 おっしゃることはよく分かって、民間の活力とか民間のノウハウをできるだけ生かした形の発注をしたいということも、理解はできるのですが、例えば従来型で、1者しか応札してこなかった地域において、事業促進型にした場合、そもそも今ま

で応札していた事業者もそれに応札できなくなる可能性があるのではないかと、例えばJ Vを組まなければ。さらに、ほかにそれを受けられるような業務を行っている企業がもしないのだとすると、より何か間口を制限してしまうような方向へ働くのではないかということ危惧しているのですが、その点はどうかなのでしょうかとというのが質問の趣旨なので

○志村施工企画調整室長 分かりました。なかなか難しい御指摘かなとは思っていますが、私どもの考え方としては、先ほどのJ Vに通じるところがあるのですが、全国規模の大手コンサルタント会社が出て、各都道府県には地域に根差したコンサルティング業務を行っている中小の業者があります。

我々の業務というのは、そういう意味では大手の参加者がやっていたことが多いのですが、そういった方に加えて、現場に即した協議などの地域に根差した調整業務については、J Vでの参画を促すことによって、今後は地域コンサルの活用が可能になると考えており、そういった今まで参加していただけていない地域のコンサルティング会社の皆さんにも参画いただけるという効果があるのではないかと考えております。

○小尾副主査 分かりました。もしそういうことであれば、実際に発注するところがそれぞれ分かれてしまっているようなので、なかなか大変かもしれないのですが、地元の方々への説明というか、従来、全国規模の大手が受注しているような内容で一者応札になっているような事例については、地元の方々への説明、こうすれば応札できる可能性があります等、そういうことも含めて少し御説明するみたいな機会は設けていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○宮崎専門委員 御説明ありがとうございます。資料B-2-1の現場技術業務実施要項案と、B-2-2の発注者支援業務実施要項案それぞれ見比べたのですが、B-2-2のほうには、年度の業務の実績ですとか、どれぐらいの人が参加しているかということが記載されているのですが、B-2-1のほうを見ますと、過去の契約の件数規模は記載があり、案件によって当然発注する事務所によって相違するからという難しさもあると思うのですが、過去、この業務をやっていた方が何人ぐらい従事してやっているのかとか、何か新規の方が参入しやすいように、業務の実績規模ですとかどの程度の人が必要なのかという目安が分かる情報を、何か過去の従事実績情報として記載いただけるとより良いのではないかと思います。いかがでしょうか。

○志村施工企画調整室長 御指摘ありがとうございます。確かに監督支援業務の要項のほ



うには、様式の後ろのほうですね、入っていますので、それと同じものが入っていないのではないかと御指摘かと思いますが。

○宮崎専門委員 そうですね、B-2-2のほうは55ページに入っておりますが、B-2-1のほうにはこういった情報がないようです。

○志村施工企画調整室長 こちらも私どもも用意をしておりましたが、確かに資料が本日入っていません。

○事務局 事務局から補足させていただきます。農水省から従来の情報、別紙3に当たる部分、事務局にはいただいております。資料を作成する途中で漏れてしまったものと思われるので、こちらはまず例示をいただいているものを、後ほど先生方に送付をさせていただきます。併せて宮崎先生からいただいておりますご指摘は、例示になってしまうものですから、各現場によってそれぞれ情報は違う、必要とされる工数、人数等は異なるという点の御指摘かと考えております。この点、事前に農水省から聞いておりました、それぞれの入札に関しては、それぞれの地域に応じた情報を添付いただけるものと伺っておりますので、その点それぞれの地域、入札に関しては業者、参考になるものがついてくるものと考えております。

○宮崎専門委員 承知いたしました。いずれにいたしましても、何かしら入札要項の中で、新規参入者が参考となる過去の従事人員とか、そういったものが分かるものを入れていただくということであればよろしいかと思えます。よろしく願いいたします。

○志村施工企画調整室長 御指摘を踏まえてそのようにやりたいと思えます。ありがとうございます。

○事務局 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、事務局から何か確認すべきことがあればお願いします。

○事務局 本日、先生方からいただいた御意見の中で、まず、小尾委員から地元への説明の機会を設けていただきたいという御指摘ございましたので、この点、ぜひ農水省のほうに御対応のほうをお願いしたいと思っております。

もう1点、今し方、宮崎委員のほうからお話のありました資料。こちら、再度整理したもの、実施要項に付したものを先生方に送付させていただきたいと思っておりますとともに、もう一度、実施府省の担当者と話を詰めまして、きちんと入札ごとにそういったものがつけられるということを確認させていただきたいと思っております。

併せて、本日土木関係の専門委員である加藤委員が出席できないということでございま

したので、現場技術業務、今期2期目でございますが、1期目の評価を来春、予定しているところ、事業評価前に新たな型を新設されるということで、事前に御意見を賜っております。事務局のほうから4点ほど、先生の御意見、そのまま読み上げさせていただきます、必要な部分については農水省から、その後御説明をいただきたいと思っております。

1点目、事業促進型の新設導入について。導入について異論はない。ただし、今回の実施要項では、従来の監督支援型を包括した形で事業促進型を導入しているが、民間参入促進の観点から、応札状況や事業の推移を見ながら、事業促進型のうち新たに追加した業務と、従来の監督支援型の業務の切り分けの可能性を考えておくとういと思ふ。提案どおりに従来業務を含んだ方法と、切り分ける方法にはそれぞれ利点、欠点があると思われるのでという御意見1点目いただいております。こちらは後ほどまた見解について御意見いただきます。

2点目、それぞれの型の適用時の基準の明確化についてでございます。監督支援型と事業促進型のどちらを適用するのか、判断基準が知りたい。適切な民間参入のためには、発注業務に適した入札方法の選択が重要な役割を担うため、より高度な技術を要する業務等に事業促進型を適用するのであれば、何をもちて高度な技術を要すると判断するのか、実施府省が過去の業務や経験を洗い出して、代表的な例などを用いてこの点を御説明いただきたい。

3点目でございます。資格要件について、事業促進型に係る技術員の資格要件について、実施要項では、技術員に必要とされる資格は特別仕様書によるものとするとしている点、どの程度の要件なのか、また、技術員に求める業務は何か、旧監督支援型の業務なのか否か、説明をいただきたい。

資格要件についてもう1点、御意見をいただいております。管理技術者の資格について、「またはこれと同等の能力と経験を有する技術者」としている点、監督支援型大学卒13年、短大高専卒18年、高校卒23年と、事業促進型大学卒18年、短大高卒23年、高校卒28年との間で5年の差異を求めている妥当性、根拠について御説明いただきたい。

監督支援型と大学卒13年、事業促進型で大学卒18年としている根拠について、御説明をいただきたいということで、この御審議の場で御説明をお願いしたいということでございます。

○志村施工企画調整室長 ありがとうございます。今ほど4点の指摘に対しまして、まず1点目の監督支援型と事業促進型の切り分ける方法も考えるべきではないかという内容

でございますけれども、基本的には今の考え方としては、事業促進型については、監督支援型の業務も行っていただきながら、それに主に協議、調整の業務を新たに付加した形で、セットで発注するという形で考えておりますけれども、それを場合によっては事業促進型の付加した部分だけを切り離して発注するということが、より参加を促進するような効果もあるのではないかと御指摘なのかなと受け止めました。その点についてはそういったパターンのほうがより参加がしやすくなるのかどうかという点について、まだ知見を持ち合わせておりませんので、検討させていただけたらと思います。

2つ目の適用時の基準について、事業促進型を適用するとき、監督支援型を適用するときの考え方、基準ということでございますけれども、監督支援型は、今まで設計・監督に関する監督員の補助、支援ですので、これについては、各国営の事業実施を行う事業所、職員のマンパワーや業務ボリュームに基づいて発注規模を決めておりますけれども、事業促進型は、協議、調整、地元説明、などの業務が新たに付加しますので、国営事業所が管轄するその年度の業務や工事の協議、調整に関する業務量、これが今実施している監督職員のマンパワーにおいて、部分的に不足するという点があった場合については、その不足する業務量に基づいて事業促進型を発注するという考え方でございます。

3点目でございますけれども、資格要件、技術員のところは先ほども少し御説明しましたが、仕様書で別途定めるということになっておりまして、技術員は管理技術者、主任技術者の下で、具体的な資料作成などを行う業務などを行う若手中堅の技術者を想定しております。

その方々につきましては、管理技術者の資格として求めている技術士や一級土木施工管理技士、それに準じる技術士補や二級土木施工管理技士といった、若手でも比較的資格を取りやすいものも加えて、資格要件を設定したいということで考えております。

4つ目の監督支援型は大卒13年が同等の資格ということで設定しておりまして、今回事業促進型のほうは大卒18年ということで、5年の差があります。これにつきましては、事業促進型は協議、調整を実際に行うこと、また、それに基づいた対処方針も作成して、監督員と協議するという高度な内容になっております。

これまでは、いわゆる実施設計などのやや高度な業務につきましては、同等と定める資格要件を大卒の18年を採用しております。今回の事業促進型は、そちらと合わせる形で18年を設定したという考えでございますので、その結果、監督支援型と5年程度の差が生じたというところでございます。

以上でございます。

○事務局 ほかに委員の先生方、御質問・御意見等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

○関野主査 御説明ありがとうございました。今の加藤先生の質問に対しての回答について、基本的に事業促進型を新設したというのは発注側のマンパワーが不足しているからということではないのでしょうか。それで結局、競争性が保てるかどうか分からないけれども、先ほどの説明もあったとおり、地元の企業も参加できるようにするためにということでしたけど、基本的にはこちら側の、発注側のマンパワーの問題ではないかと考えたのですが、それは考えが違いますか。

○志村施工企画調整室長 私どもとしてはまず、発注者側の状況として、年間事業執行量に対するこちらの人員組織体制を補完するという一面もございます。もう一つ、考えているのは事業促進型が特にそうですが、官民が連携して、協議、調整などの行政的調整能力が必要となる高度な業務を、民間事業者と一緒にやることによってノウハウを民間事業者側にも蓄積していただくということです。

我々は、民間事業者の持っている様々な設計や工事監督などの技術力をいただくということで、双方が技術ノウハウを補い合うことで双方の質、技術力向上を図っていく。それが民間事業者側にしますと、民間事業者がほかに行っている様々な業務の品質の向上にも役立つというような、こういった2つの効果を狙っているというところでございます。

○関野主査 分かりました。ただこれをすると、基本的には契約金額は上がり、業務は増えるわけですし、人工も増えるわけだから、それは当然認めるということでよろしいのですね。

○志村施工企画調整室長 業務内容に応じてその難易度などにもよりますけれども、基本的にはその業務量、業務内容、難易度に応じて積算しまして、それによって一般的には監督支援型よりも高額になるのかなと思っておりますけれども、それは結局、その業務を通じて得られる成果がよりレベルの高いものを成果として納めていただくということで、その対価としてお支払いするというのが適切ではないかと考えております。

○関野主査 分かりました。だから結局、請け負う側としては金額が上がるので、もしかしたら競争性が確保されるかもしれないとつながるかもしれないということで、理解いたしました。

○事務局 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、関野主査、取りまとめをお願いいたします。

○関野主査 実施要項の変更はこの件についてはありますか。

○事務局 事務局でございます。いただいた御意見の中では、この中で修正点はないものと考えております。

○関野主査 では、本実施要項（案）につきましては、本日をもって小委員会の審議は終了したものとしまして、今後の実施要項（案）の取扱いや監理委員会への報告につきましては、私に一任していただきたいと思いますが、各先生、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○関野主査 分かりました。今後の実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合につきましては、事務局から各委員にお知らせをして、適宜意見交換をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

（農林水産省退室）

— 了 —